

長野市 外部人材活用促進事業補助金

外部人材を活用して、自社の経営改革を行う中小企業者に対し
人材の雇用や家賃支援に必要な経費の一部を補助します

例えば、こんな事業が対象です

- ▶ 販路を海外に拡大するため、副業人材に外国企業との仲介業務を委託
- ▶ 会社の経営方針を見直すため、社長の右腕となる都市部の人材を雇用
- ▶ 会社のブランディングを行うため、コンセプト開発をフリーランスに委託

◆ 補助対象経費

- ① 給与、報酬、業務委託料等
- ② 市内での居住・滞在費に対等（※②の経費のみの申請はできません）

◆ 補助率 50%

◆ 補助額の上限

- ① 給与・報酬等 25万円×6ヶ月
- ② 家賃補助等 2万円×6ヶ月



◆ 対象者

- 次の要件を全て満たすこと
- 長野市内に本社を有する中小企業者（個人事業主も可）
 - 市外に居住する外部人材（専業・副業可）を雇用、又は業務委託すること
 - 外部人材の雇用等に当たり、公的機関、学術機関又は公的機関と協定締結、若しくは業務受託している民間事業者等が提供する人材マッチングサービスを利用すること
 - 過去に本補助金の交付を受けていないこと（1社あたり1回限り）
 - 市税に未納がないこと

◆ 対象事業

外部人材を活用して、自社の経営改革を行う事業

【外部人材】市外に住所を有しており、申請日時点で申請者に雇われていない者

【活用】外部人材を雇用、又は業務委託すること。企業への委託や、人材派遣を除く

【経営改革】自社の売上向上や形成資源の適性化を図ることにより、企業の経営を強化し、成長の促進を図ること

例) 新商品・新技術の開発、新分野への進出、販路開拓、事業の再構築、DX推進、組織改革等

◆ 手続きの流れ

1. 自社の課題を整理し、外部人材を活用してどんな経営改革を行うか検討する
2. 人材紹介サービスを利用して外部人材を探し始めるとともに、商工労働課に事前相談を行う
※事前相談では、経営改革の内容や、利用する人材紹介サービス等が補助要件に合っているかを確認します。事前相談の際は、3.①の認定申請時に提出する「補助事業実施計画書」に、可能な範囲で内容を記入して提出してください。
3. 人材が見つかったら、①認定申請を行い、認定後、②交付申請手続きを行い、外部人材を活用した経営改革をスタートする

①認定申請の提出書類

- ・認定申請書(様式第1号)
- ・補助事業実施計画書(様式あり)
- ・法人登記簿及び定款(個人の場合住民票)
- ・外部人材の給与等及び家賃支援等の額が分かる書類

②交付申請の提出書類

- ・交付申請書(様式第2号)
- ・市税納付確認に関する同意書(様式あり)

4. 外部人材を活用した経営改革が終了、又は活用し始めてから6ヶ月が経過したら、事業の③実績報告を行い、補助金の交付を受ける。
なお、補助対象期間が年度を超える場合は、年度ごとに実績報告を行う。

③実績報告の提出書類

- ・実績報告書(様式第5号)
- ・補助事業実施内容報告書(様式あり)
- ・外部人材の給与等及び家賃支援等の額を証する書類

◆ よくある質問

Q1:事前相談をしても、人材が見つからなかった場合は、手続きが必要ですか？

A1:特に手続きは必要ありません。

Q2:月の途中から雇用又は委託する場合に、補助対象期間や上限額はどのように取り扱いますか？

A2:日割りにより計算します。

Q3:外部人材を6ヶ月以上の期間で雇用又は委託する場合、補助金の対象経費はどのように取り扱いますか？

A3:雇用又は委託を始めてから最初の6ヶ月間に要した経費が補助対象となります。なお、最終成果に基づいて委託料を支払う場合は、6ヶ月経過時にそれまでの成果に基づき委託料を支払う場合は補助対象となります。また、年度を超える場合も年度ごとに委託料を支払う必要があります。

Q4:外部人材への委託期間が6ヶ月未満の場合、補助金の上限額はどのように取り扱いますか？

A4:1ヶ月あたり上限25万円で計算します。例えば4ヶ月の場合は最大100万円が上限となります。

Q5:外部人材に支払う給与又は委託料等の額が月により異なる場合に、上限額はどのように計算しますか？

A5:月ごとに上限25万円で計算します。上限に満たない月があった場合でも、他の月の上限を増やすことはできません。

Q6:雇用する外部人材が高度ICT技術者の場合、長野市高度ICT技術者雇用促進事業補助金と合わせて申請できますか？

A6:同じ外部人材に対し、2つの補助金を併用して申請することはできません。

お問合せ先

長野市 経済産業振興部 商工労働課

☎224-5041(8時30分～17時15分(平日のみ))